別表第十信託契約代理店である個人又は信託契約代理店である法人の役員が常務に従事する他の会社の変更の項中「他の会社の変更」を「他の法人の変更」に、「他の会社の商号」を「他の法人の商号又は名称」に改める。

別表第十一会社分割により信託契約代理業の全部の承継をさせたときの項、信託契約代理業の全部の譲渡をしたときの項及び信託契約代理店である法人が合併により消滅したときの項中「又は第八十九条第二号」を削る。

別紙様式第十九号第7面中「会社の商号」を「法人の商号又は名称」に改める。

別紙様式第十九号第8面中「常務に従事している他の会社の商号」を「常務に従事し、又は事業を営んでいる他の法人又は事業所の商号若しくは名称」に改める。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条に次の一号を加える。

十　受益証券発行信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ　当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されており、かつ、特定上場有価証券（同条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下この号及び第二十三条第五項第十号において同じ。）に該当しないこと又は特定投資家向け有価証券（同法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。以下この号及び第二十三条第五項第十号において同じ。）に該当すること。

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1)　当該受益権が金融商品取引所に上場されている場合（当該受益権が特定上場有価証券である場合を除く。）　信託財産状況報告書に記載すべき事項に係る情報が当該金融商品取引所の定める開示方法により正しく開示されること。

(2)　当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合　信託財産状況報告書に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。

ハ　受益者からの要請があつた場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されていること。

ニ　当該受益証券発行信託の信託行為において、ロについての定め及び受益者からの要請がない限り信託財産状況報告書を交付しない旨の定めがあること。

第二十三条第三項第二号イ(1)中「（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）」を「金融商品取引法」に改め、同条第五項に次の一号を加える。

十　受益証券発行信託の引受けを行つた場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ　当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所に上場されており、かつ、特定上場有価証券に該当しないこと又は特定投資家向け有価証券に該当すること。

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1)　当該受益権が金融商品取引所に上場されている場合（当該受益権が特定上場有価証券である場合を除く。）　書面に記載すべき事項に係る情報が当該金融商品取引所の定める開示方法により正しく開示されること。

(2)　当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合　書面に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項（発行者情報の提供又は公表）に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。

ハ　受益者からの要請があつた場合に速やかに書面を交付できる体制が整備されていること。

ニ　当該受益証券発行信託の信託行為において、ロについての定め及び受益者からの要請がない限り書面を交付しない旨の定めがあること。

（保険業法施行規則の一部改正）

第三条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の二十一に次の一号を加える。

八　受益証券発行信託の引受けを行った場合であって、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ　当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されており、かつ、特定上場有価証券（同条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下この号及び第五十二条の二十四第五項第九号において同じ。）に該当しないこと又は特定投資家向け有価証券（同法第四条第三項（募集又は売出しの届出）に規定する特定投資家向け有価証券をいう。以下この号及び第五十二条の二十四第五項第九号において同じ。）に該当すること。

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1)　当該受益権が金融商品取引所に上場されている場合（当該受益権が特定上場有価証券である場合を除く。）　信託財産状況報告書に記載すべき事項に係る情報が当該金融商品取引所の定める開示方法により正しく開示されること。

(2)　当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合　信託財産状況報告書に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項（発行者情報の提供又は公表）に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。

ハ　受益者からの要請があった場合に速やかに書面を交付できる体制が整備されていること。

ニ　当該受益証券発行信託の信託行為において、ロについての定め及び受益者からの要請がない限り書面を交付しない旨の定めがあること。

第五十二条の二十四第三項第二号イ(1)中「（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）」を削り、「同法」を「金融商品取引法」に改め、同条第五項に次の一号を加える。

九　受益証券発行信託の引受けを行った場合であって、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ　当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所に上場されており、かつ、特定上場有価証券に該当しないこと又は特定投資家向け有価証券に該当すること。

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1)　当該受益権が金融商品取引所に上場されている場合（当該受益権が特定上場有価証券である場合を除く。）　書面に記載すべき事項に係る情報が当該金融商品取引所の定める開示方法により正しく開示されること。

(2)　当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合　書面に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項（発行者情報の提供又は公表）に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。

ハ　受益者からの要請があった場合に速やかに書面を交付できる体制が整備されていること。

ニ　当該受益証券発行信託の信託行為において、ロについての定め及び受益者からの要請がない限り書面を交付しない旨の定めがあること。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。